

措置状況報告書

監査の名称：令和6年度 定期監査

部 局 名：環境部

指摘事項等	措置内容又は措置方針等	備 考
[清掃施設課] (1) 備品等管理事務について ア 備品の管理が適正でないもの 大分市物品取扱規則の規定では、物品管理者は、その所管に属する物品で損傷はなはだしく使用できないと認めるものについては、決裁をうけて処分することができ、物品を処分したときは、直ちに会計管理者に通知しなければならないとされている。 しかしながら、決裁をうけずに備品を処分し、会計管理者あてに物品処分の通知をしておらず、そのまま備品台帳に登録されているものが見受けられた。 今後は、規則に従い適正な管理をされたい。 [清掃業務課] (1) 備品等管理事務について ア 備品の管理が適正でないもの 大分市物品取扱規則の規定では、物品管理者は、その所管に属する物品で損傷はなはだしく使用できないと認めるものについては、決裁をうけて処分することができ、物品を処分したときは、直ちに会計管理者に通知しなければならないとされている。 しかしながら、決裁をうけずに備品を処分し、会計管理者あてに物品処分の通知をしておらず、そのまま備品台帳に登録されているものが見受けられた。 今後は、規則に従い適正な管理をされたい。	[清掃施設課] ご指摘のありました件については、大分市物品取扱規則に基づき、物品処分通知書を会計課宛て提出しました。 今後は、規則に従い適正な管理に努めます。 [清掃業務課] ご指摘のありました件については、大分市物品取扱規則に基づき、物品処分通知書を会計課宛て提出しました。 今後は、規則に従い適正な管理に努めます。	

措置状況報告書

監査の名称：令和6年度 定期監査
部 局 名：商工労働観光部

指摘事項等	措置内容又は措置方針等	備 考
[商工労政課] (1) 備品等管理事務について ア 備品の管理が適正でないもの 大分市物品取扱規則の規定では、物品管理者は、その所管に属する物品で損傷はなはだしく使用できないと認めるものについては、決裁をうけて処分することができるとされている。 しかしながら、決裁をうけずに備品を処分しているものが見受けられた。 今後は、規則に従い適正な管理をされたい。	[商工労政課] ご指摘のありました備品の処分につきましては、大分市物品取扱規則に基づき、決裁を受けました。 今後は規則に従い適正な管理を行います。	

措置状況報告書

監査の名称：令和6年度 定期監査

部 局 名：農林水産部

指摘事項等	措置内容又は措置方針等	備 考
[生産振興課] (1) 備品等管理事務について ア 備品の管理が適正でないもの 大分市物品取扱規則の規定では、物品管理者は、その所管に属する物品で損傷はなはだしく使用できないと認めるものについては、決裁をうけて処分することができ、物品を処分したときは、直ちに会計管理者に通知しなければならないとされている。 しかしながら、決裁をうけずに備品を処分し、会計管理者あてに物品処分の通知をしておらず、そのまま備品台帳に登録されているものが見受けられた。 今後は、規則に従い適正な管理をされたい。 [林業水産課] (1) 収入事務について ア 徴収事務が適正でないもの 大分市漁港管理条例の規定では、本市の管理する漁港施設の使用において許可を受けた者は使用料を納付しなければならないとされている。 しかしながら、年度途中で船舶の譲渡に伴い使用の許可を受けた者について、漁港施設使用料を徴収していないものが見受けられた。 今後は、条例に従い適正な事務処理をされたい。	[生産振興課] ご指摘のありました件については、大分市物品取扱規則に基づき、物品処分通知書を会計課宛て提出しました。 今後は、規則に従い適正な管理に努めます。 [林業水産課] ご指摘のありました漁港施設の使用料につきましては、大分市漁港管理条例に基づき、相手方へ納入通知を行い早期納入に努めています。 今後は、条例に従い適正な事務処理を行います。	

措置状況報告書

監査の名称：令和6年度 定期監査

部 局 名：選挙管理委員会事務局

指摘事項等	措置内容又は措置方針等	備 考
[選挙管理委員会事務局] (1) 支出負担行為事務について ア 契約事務が適正でないもの 大分市保有個人情報及び特定個人情報の取扱いに係る業務の委託に関する実施基準では、個人情報の取扱いに係る業務の委託についての契約の締結に当たっては、受注者が同基準に規定する特記事項を遵守しなければならない旨を契約書に記載するとされている。 しかしながら、個人情報の取扱いを行わせる業務の委託契約において、契約書にその条項が記載されていないものが見受けられた。 今後は、基準等に従い適正な事務処理をされたい。	[選挙管理委員会事務局] 今後は、該当する契約について、「大分市保有個人情報及び特定個人情報の取扱いに係る業務の委託に関する実施基準」に則って、契約書に受注者が同基準に規定する特記事項を遵守しなければならない旨を記載します。	